

長野県山岳環境連絡会規約

(名 称)

第1条 本会を「長野県山岳環境連絡会」(以下、連絡会という)と称する。

(目 的)

第2条 連絡会は、山岳の環境保全及び適正利用の両立を図るため、長野県下の山岳関係者、関係行政機関等により組織し、登山道や山岳地域トイレ等の施設のあり方や整備の方法、山岳地域の生態系の保全等について、情報を交換し、合意形成を図りつつ対策を推進することを目的とする。

(事 業)

第3条 連絡会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 山岳の環境保全及び適正利用に係る事業
- (2) その他連絡会の目的達成のために必要な事業

(構 成)

第4条 連絡会は、関係行政機関、山岳関係者の代表及び有識者により組織する。

(役 員)

第5条 連絡会には次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名

(役員を選任)

第6条 会長は、委員の互選とし、副会長は会長が指名する。

(役員職務)

第7条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、連絡会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代行する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会 議)

第9条 連絡会は、会長が招集し、議長にあたる。

2 連絡会は、次に掲げる事項を協議又は情報共有を行う。

- (1) 山岳の環境保全及び適正利用に関する事項
- (2) 長野県登山安全条例第16条に定める山域連絡調整会議で検討した山域ごとの取組みや課題等に関する事項
- (3) 規約の改正に関する事項
- (4) 役員選任に関する事項
- (5) その他会長が必要と認めた事項

3 連絡会の議事のうち重要な事項については、出席者の過半数の同意をもって決定し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(事務局)

第10条 連絡会の事務局を長野県環境部自然保護課に置く。

(補 則)

第11条 この規約に定めるもののほか、連絡会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、平成26年5月28日から施行する。

この規約は、平成28年3月 8日から施行する。(一部改正)

この規約は、平成29年6月14日から施行する。(一部改正)

この規約は、令和 2年8月11日から施行する。(一部改正)

山岳環境連絡会 名簿

	委員 (組織名)	備考 (所属名)	
国	信越自然環境事務所	国立公園課	
	中部森林管理局	計画保全部保全課	
市町村	小諸市	商工観光課	
	川上村	企画課	
	茅野市	観光まちづくり推進課	
	伊那市	山岳高原観光課	
	駒ヶ根市	観光推進課	
	飯田市	観光課	
	松本市	山岳観光課	
	安曇野市	観光交流促進課	
	大町市	観光課	
	白馬村	観光課	
	長野市	観光振興課	
	栄村	商工観光課	
	山岳関係	八ヶ岳観光協会	整備委員長
長谷山小屋組合		伊那市高遠長谷商工観光課	
御嶽地域協議会		王滝村 総務課	
北アルプス山小屋友交会		会長 横尾山荘	(副会長)
北アルプス北部山小屋組合		組合長 白馬館	
北アルプス南部地区山岳遭難防止対策協会			
北アルプス北部地区山岳遭難防止対策協会			
菅平・湯の丸山岳遭難防止対策協会			
専門家	信州大学	名誉教授	(会長)
	長野県環境保全研究所	自然環境部	
県	観光部	山岳高原観光課	
	環境部	自然保護課	

オブザーバー

県	佐久地域振興局	環境・廃棄物対策課	
	上田地域振興局	環境課	
	諏訪地域振興局	環境課	
	上伊那地域振興局	環境・廃棄物対策課	
	南信州地域振興局	環境課	
	木曾地域振興局	総務管理・環境課	
	松本地域振興局	環境・廃棄物対策課	
	北アルプス地域振興局	総務管理・環境課	
	長野地域振興局	環境・廃棄物対策課	
	北信地域振興局	環境課	

役員任期： **【第1期】** 平成26年5月28日から平成28年5月27日 (2年間)
【第2期】 平成28年5月28日から平成30年5月27日 (2年間)
【第3期】 平成30年5月28日から令和2年5月27日 (2年間)
【第4期】 令和2年5月28日から令和4年5月27日 (2年間)